

**上京区マスコットキャラクター「かみぎゅうくん」着ぐるみ製作業務
受託候補者選定プロポーザル募集要項**

1 委託業務の名称

上京区マスコットキャラクター「かみぎゅうくん」着ぐるみ製作業務

2 委託契約内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和8年10月9日（金）まで

(2) 委託金額

1,000,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 委託内容

別添1「仕様書」のとおり

3 参加資格

次の各号に掲げる事項を全て満たしていることとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、又は、次に掲げる資格を有する者であること。
 - ア 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。
 - ウ 引き続き1年以上営業を行っていること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

4 応募手続き等

(1) 業務提案書等の提出

本業務の受託希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書 (様式1) 1部
- イ 業務提案書 (任意様式) 4部
 - ※ 別添2「審査基準」の審査項目1～3 (提案力、体制、実績) が分かる内容とすること
 - ※ 製作スケジュール (仕様の検討・決定、型紙製作、製作等) を示すこと
- ウ 見積書 (任意様式) 4部
 - ※ 積算内訳を明確に記載すること
- エ 会社概要が分かる書類 (任意様式) 4部
 - ※ 会社案内パンフレット等
- オ 京都市内に事業所を有することを証明できる書類 1部
 - ※ 本社所在地が京都市以外で、京都市内に事業所を有している場合のみ
 - なお、提出書類の内容について、上京区民会議 (事務局：上京区役所) で確認する必要がある場合は、応募者に対して質問を行うことがある。

(2) 提出受付期間

令和8年3月13日 (金) から同年3月27日 (金) 午後5時まで

(3) 提出方法

- 持参、郵送又はメールにより、「6 提出・問合せ先」に提出すること。持参の場合は、平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までを受付期間とする。
- なお、提出受付期間後の業務提案書の差替えや再提出は一切認めない。
- ※ 郵送の場合は、締切日時までに到着確認の連絡をすること

5 質問・回答

本プロポーザルの募集内容について質疑がある場合は、令和8年3月17日 (火) 午後5時までに、「6 提出・問合せ先」に質問書 (様式自由、件名を「上京区マスコットキャラクター「かみぎゅうくん」着ぐるみ製作業務プロポーザルに係る質問」とする) を電子メールで提出すること。

受け付けた質問については、質問者に関する情報は伏せたいうえで、令和8年3月19日 (木) までに上京区役所のホームページに回答を掲載する。

6 提出・問合せ先

上京区民会議事務局

京都市上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当 (担当：西村、藤田)

〒602-8511

京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地 (上京区総合庁舎 1 階①番窓口)

TEL：075-441-5040 FAX：075-441-2895

メール：kamigyo-machi@city.kyoto.lg.jp

7 審査・選定等

(1) 受託候補者の決定

別添2「審査基準」に基づいて、各審査者が審査し、その平均点が60点以上の者の中から、審査点が最上位の企画提案を行った者を受託候補者として選定する。

(2) 選定結果の通知

令和8年4月10日（金）までに審査結果をメールで通知する。

また、受託候補者の選定後、受託候補者及び応募者の審査点、受託候補者の選定理由について、上京区役所のホームページに掲載する。

(3) 審査後の手続

選定した受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者を受託候補者として協議を行い、合意した後に委託契約を締結する。

また、受託候補者との協議において、仕様書や企画提案書の内容を一部修正する場合がある。

8 留意事項

(1) 失格となる参加申込書及び企画提案書

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出方法、提出受付期間、提出場所に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

イ 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。

ウ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、上京区民会議の承諾を得た場合のほかは認めない。